

「判決を受けて」

私共、社会福祉法人愛光園の元職員である水野有幸被告が、その在職中に当法人が運営する共同生活援助事業所(グループホーム)なないろの家にて、利用者として入所中であった障がい者の方々に対して暴行をはたらき傷害の罪を問われ、名古屋地方裁判所にて開かれていた裁判で今般判決がくだされ、有罪にて懲役2年4か月の刑が言い渡されました。

先ずもって被害に遭われた方とそこをご親族皆様が被られた痛みと苦しみを思い、心からのお詫びとお見舞いを申し上げます。事件の舞台となってしまった事業所を運営する私たちが、何故気づくことができず、何故この犯行を疑えなかったかを省みつつ、二度とこのようなことが起きることが無いように全法人を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

私たちは、障がいがあっても地域の中で当たり前のようにその人らしい日々を送ることができるよう、その暮らしを支援することを大切な方針としてきました。そうでありながら、その暮らしの安心と信頼を傷つけてしまったことは、福祉の在り方そのものへの信認を損なう重大なことだと関係するすべての皆様にお詫びいたします。

今回の事件を振り返り今後の取り組みの方向性を定めるために、第三者による検証委員会を設置しました。委員会においては、これまでに10回の会議を開催し、事件前から最近に至る事業運営の体制とそのもとでの事故や苦情等への対応の実際、職員研修の実施状況等が検証されるとともに、全職員を対象にアンケートによる権利擁護や虐待防止に関する意識調査と、事件の起きた事業所に関係する職員からの聴き取りも行っていました。年内には、これらをもとに報告書としてとりまとめていただく予定になっています。

当法人としても、第三者検証委員会の開催と並行して管理職による振り返りとそこで浮かび上がった諸課題に対する今後の取り組みに関する協議の場を設定しています。また各事業所に虐待防止委員会を設置し、その委員会活動が法人内で協調するよう虐待防止推進会議も開催しています。職員全員を対象に権利擁護と虐待防止に関する研修、アンガーマネジメント研修も実施しています。コロナ禍のため会議や研修の開催に苦慮しながらも、一部は遠隔会議システムも導入しながら展開しています。

組織運営体制の見直しもすすめています。4月に部長・事業所長の異動を伴う組織改編を行い、6月には理事長を含む役員の一部が交代しました。今回の判決が確定した時点では、将来に向けた体制を改めて整えることになります。

私たち愛光園は、事件への反省とその教訓を風化させることなく、誰もが人間としての尊厳が保たれ、安心して共に生きる社会を実現するために、法人職員一丸となって謙虚に真摯に取り組んで参ります。

令和3年9月30日

社会福祉法人愛光園 理事長 日高啓治